

新旧対比表 インターネット残高照会規定

条番号	現行	変更後
1. 適用範囲 (2) 利用可能な取引	① 照会取引（普通預金等の残高照会および入出金明細照会取引）およびみずほ銀行所定の他のサービスにおける本サービスの本人確認手続を利用した本人認証機能の提供などみずほ銀行所定の取引 ② みずほダイレクトの申し込み ③ 宝くじの購入および購入に関する情報の提供（以下、「宝くじサービス」といいます。） ④ 上記① ② ③の取引を行う場合に必要となる暗証番号等の設定	① 照会取引（普通預金等の残高照会および入出金明細照会取引）およびみずほ銀行所定の他のサービスにおける本サービスの本人確認手続を利用した本人認証機能の提供などみずほ銀行所定の取引 ② 宝くじの購入および購入に関する情報の提供（以下、「宝くじサービス」といいます。） ③ 上記① ②の取引を行う場合に必要となる暗証番号等の設定
1. 適用範囲 (3)	通帳やキャッシュカードの発行を受けていないお客さま、インターネット支店のお客さまは、本サービスをご利用いただけません。また、みずほ e-口座については、通帳最終残高を用いるサービスをご利用いただけません。これらに限らず、取引によっては、一部利用できない店舗、取引種類、口座等があります。さらに、前項に定めるみずほダイレクトの申し込みについては、お客さまが既にみずほダイレクトを契約している場合や、貯蓄預金を登録口座として申し込む場合等、ご利用できない場合があります。	通帳やキャッシュカードの発行を受けていないお客さま、インターネット支店のお客さまは、本サービスをご利用いただけません。また、みずほ e-口座については、通帳最終残高を用いるサービスをご利用いただけません。これらに限らず、取引によっては、一部利用できない店舗、取引種類、口座等があります。
9. サービス連携規約 (1)	（1）お客さまは、サービス連携の申込みと同時に「インターネット残高照会サービス」の申込みを行うものとし、この申込みにあたっては、「インターネット残高照会規定」が適用されることを承認するものとします。ただし、サービス連携によるインターネット残高照会サービスについては、「インターネット残高照会規定」のうち、みずほダイレクトの申込みに関する規定およびインターネット残高照会サービス専用のログインパスワードに関する規定については適用されません。	（1）お客さまは、サービス連携の申込みと同時に「インターネット残高照会サービス」の申込みを行うものとし、この申込みにあたっては、「インターネット残高照会規定」が適用されることを承認するものとします。ただし、サービス連携によるインターネット残高照会サービスについては、「インターネット残高照会規定」のうち、インターネット残高照会サービス専用のログインパスワードに関する規定については適用されません。
	(2024 年 8 月 16 日現在)	(2024 年 10 月 29 日現在)